

令和元年度 介護職員勤務環境改善支援事業

事業目的

介護職員の確保のためには、様々な人材確保対策と併せて介護職員の負担の軽減を図る等、働きやすい勤務環境を構築する必要がある。そこで、介護職員の勤務環境の改善のために実施する介護用移動リフトの導入検討に要する経費を県が支援し、事業者における介護用移動リフトの導入検討を行いやすくするとともに、介護用移動リフトを実際に体験試用することにより事業者が抱える導入への不安の解消、ケアの質の向上を図り、介護施設等への介護用移動リフトの導入を促進するもの。

事業内容

(1) 介護職員勤務環境改善支援事業補助金
介護施設等における介護用移動リフトの導入の検討に要する経費を補助するもの。補助に当たっては、体験試用する介護用移動リフトが適切に利用されるよう、身体機能に関する専門的知識を有する者によるコンサルティングを受けることを条件とする。

【補助対象者】

県内において次の対象施設を運営する事業者
 ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設
 ③認知症高齢者グループホーム
 ④小規模多機能型居宅介護事業所
 ⑤看護小規模多機能型居宅介護事業所
 ただし、平成28年度以降、2回以上この補助金の交付決定を受けた施設を補助対象としないものとする。

【補助予定数】

12施設程度

【補助対象経費】

- ① 専門職員(理学療法士・作業療法士)によるコンサルティング業務経費(事業者が雇用する者を充てた場合は、人件費等を対象経費から除外する。)
- ② 介護用移動リフトの試用経費(賃貸。1施設当たり3台、6か月分が上限。ティルト・リクライニング車椅子のレンタル費、スリングシート購入費、搬入撤去費用を含む。)

【補助率】

全額補助(10/10)。ただし、補助対象経費の区分ごとに上限額あり。

- ① 専門職員等コンサルティング経費 201,000円を上限とする。
- ② 介護用移動リフトの試用経費 リフト1台当たり 229,000円を上限とする。

(2) 介護機器等アドバイザー業務委託

上記(1)の事業を効果的に行うため、事業説明会の開催協力及び機器等説明、研修会の企画・開催・運営、意見交換会への参加並びに試用期間中の施設等への指導について、委託するもの。

事業スケジュール

